

## 「一般職の職員の身分の取扱い」について

音羽町及び御津町の一般職の職員は、すべて豊川市の職員として引き継ぐものとする。

音羽町及び御津町の一般職の職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、豊川市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。

職員数については、新市において現行の定員適正化計画を見直すものとし、定員管理の更なる適正化に努めるものとする。

一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、豊川市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。